

■返戻金制度 有（以下の通り）

〔職業紹介基本契約書の一部を抜粋〕

（短期退職時の紹介手数料の返済）

第10条 求人者が採用した求職者（労働者）が6ヶ月を経過しないうちに求職者（労働者）の自己都合、又は求職者（労働者）の責めに帰すべき事由により解雇（懲戒解雇を含む。）され退職するに至ったときは、乙は求人者に対し、以下の区分に従い既に受けた紹介手数料の全部又は一部を返還するものとする。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 採用後1週間未満 | 紹介手数料の100%を返還 |
| ② 採用後1週間以上1ヶ月未満 | 紹介手数料の50%を返還 |
| ③ 採用後1ヶ月以上2ヶ月未満 | 紹介手数料の30%を返還 |
| ④ 採用後2ヶ月以上4ヶ月未満 | 紹介手数料の20%を返還 |
| ⑤ 採用後4ヶ月以上6ヶ月未満 | 紹介手数料の10%を返還 |

2 前条の定めにかかわらず求職者（労働者）の退職理由が次のいずれかに該当するときは、乙は、求人者から既に受けた紹介手数料を返還することを要しない。

- ① 求人者による労働基準法その他労働関係諸法令が主たる原因で求職者（労働者）が退職するに至ったとき。
- ② 求人者の都合によることが主たる原因で求職者（労働者）が退職するに至ったとき。
- ③ 採用後の求職者（労働者）に関する労働条件が、求人者が求職者（労働者）に対して採用時に明示した労働条件が著しく異なったことが主たる原因で求職者（労働者）が退職するに至ったとき。

3 乙は、本条第1項により求人者に対して返還すべき紹介手数料が生じたときは、求職者（労働者）の退職日の属する月の翌月末日までに返還するものとする。この場合における振込手数料は乙の負担とする。

許可番号 34-ユ-300415

事業所の名称及び所在地 広島市西区草津港1丁目48番22号

株式会社SION STAFFサービス